

せい かつ ほ ご じゅきゅう かた し
生活保護を受給されている方へお知らせ

こうはついやくひん しょう げんぞく
後発医薬品の使用が原則になります

- こうはついやくひん じえ ねり っく いやくひん せんばついやくひん おな ゆうこうせいぶん おな りょうふく くすり
○ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）は、先発医薬品と同じ有効成分を同じ量含む薬であり、
せんばついやくひん ひんしつ き め あんぜんせい どうとう げんせい しんさ
先発医薬品と品質や効き目、安全性が同等であることを厳正に審査したものです。
- こうはついやくひん ふきゅう くにぜんたい と く
○ 後発医薬品の普及については、国全体で取り組んでいます。

ねん がつ にち せい かつ ほ ご じゅきゅう かた
2018年10月1日から、生活保護を受給されている方について、

いし しかいし こうはついやくひん しょう かのう ほんだん ばあい
医師または歯科医師により、後発医薬品の使用が可能と判断された場合は、
げんぞく こうはついやくひん ちょうざい
原則として後発医薬品が調剤されることとなります

か
Q：これまでどう変わるの？

こうはついやくひん しょう ねが
A：これまでも後発医薬品を使用するようお願いしていましたが、これからは、
ほんにん きぼう ざいこ な ばあい こうはついやくひん かかく
本人が希望するかどうかにかかわらず、在庫が無い場合や、後発医薬品の価格
せんばついやくひん かかく たか ばあい とうがく ばあい のぞ
が先発医薬品の価格よりも高くなっている場合・同額である場合を除き、
こうはついやくひん ちょうざい
後発医薬品が調剤されることとなります。

せんばついやくひん つか
Q：もう先発医薬品は使えないの？

いし しかいし いがくてき せんばついやくひん しょう ひつよう ほんだん
A：医師または歯科医師が、医学的に、先発医薬品の使用が必要だと判断した
ばあい せんばついやくひん ちょうざい こうはついやくひん しょう ふあん ばあい
場合は、先発医薬品が調剤されます。後発医薬品の使用に不安がある場合は、
びょういん しんりょうじょ やっきょく しょうほうないよう そうだん
病院・診療所か薬局で処方内容の相談をしましょう。



厚生労働省

【連絡先】

八千代市役所 健康福祉部 生活支援課

電話：047-483-1151 内線 3241～3249